

議会の取り組み

～ 市民に開かれた議会を目指して ～



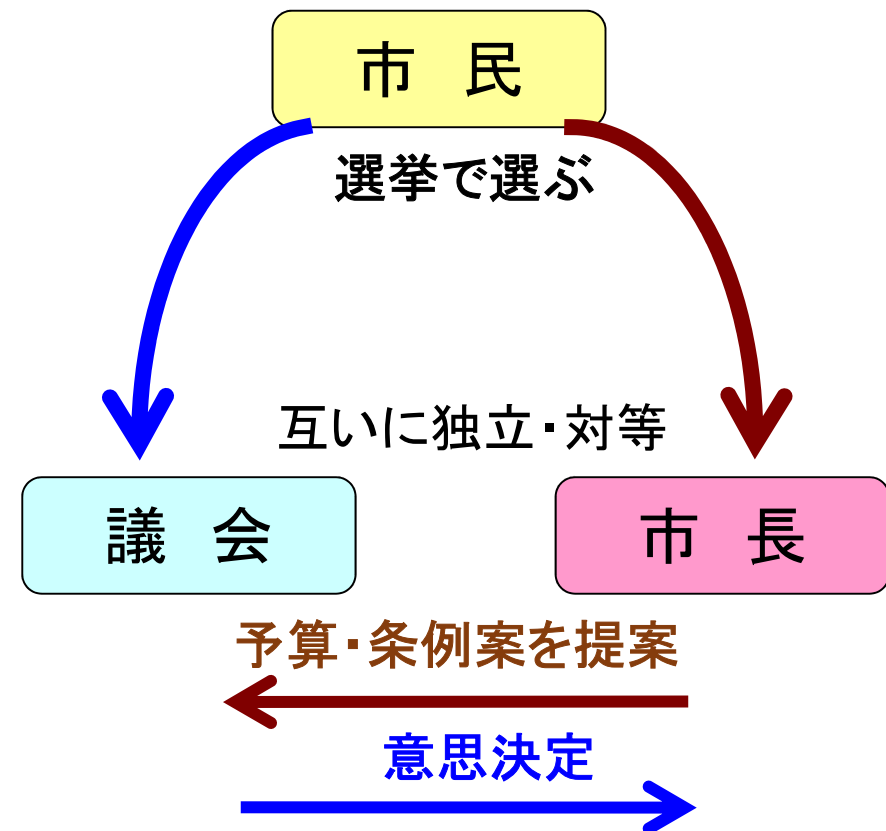
議会の役割

- ・ 市長も議員も選挙で選ばれる
 - ・ どちらも市民の代表
- ・ **二元代表制**

市長は議会に議案を提案
議案【予算や条例】を審議

議会は **市の意思を最終決定**

二元代表制のイメージ



議会の権限

- **議決権**（地方自治法第96条） **基本的かつ本質的な権限**
 - ① 条例の制定改廃
 - ② 予算の決定
 - ③ 予算の認定
 - 等

- **調査権**（地方自治法第100条）
 - 市の事務の調査・関係者の出頭や証言を求める
 - 等

- **検査及び監査請求権**（地方自治法第98条）
 - 市の事務に関する書類、計算書の検閲
 - 等

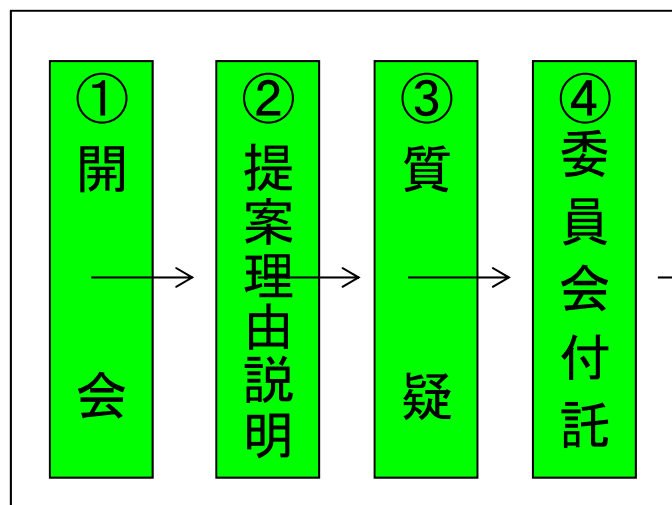
- **その他の権限**
 - 議長等を選ぶ選挙権・市長が副市長等の選任に対する同意権
 - 等

議案審議の流れ

【議案審議の一般的な例】

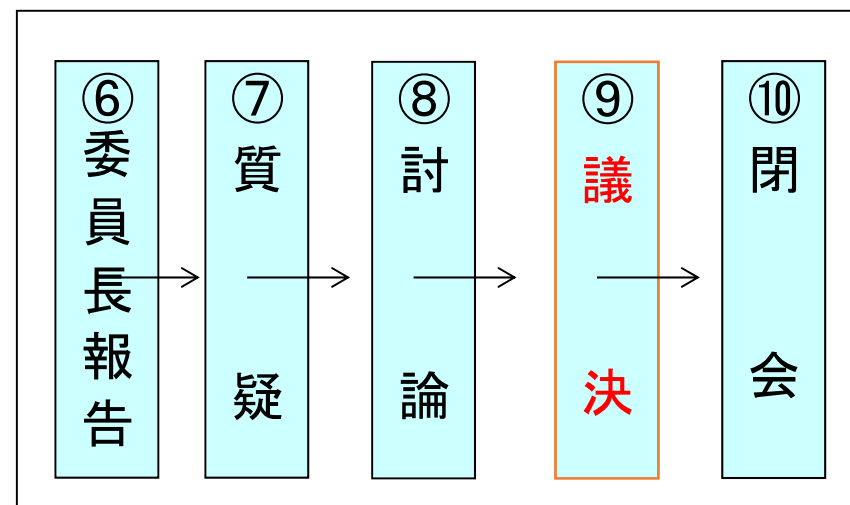
※定例会は3、6、9、12月に開催

本会議



⑤ 常任委員会の審査

本会議



- 傍聴・・・本会議、委員会の会議は原則公開されています。
- インターネット中継・・・本会議、委員会の会議をインターネットで中継(生・録画)しています。

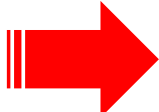
議会基本条例を制定

◎ 議会と市長の関係

議会と市長が、二元代表制のもとで善政を競い合う健全な緊張関係によってこそ、田川市の意思決定を最良のものとする責務を果たすことができる。

◎ 議会の見える化

会議の原則公開、議案に対する議員の賛否の公表、インターネット中継(生中継・録画)、議会報告会の開催

「わからない」の解消  見てもらう環境整備

議会の取り組み

- ◎ **議員研修**の実施
- ◎ 本会議・各常任委員会・議会運営委員会の
インターネット中継(生中継・録画配信)
- ◎ 議案に対する議員の**賛否を公表**
- ◎ 常任委員会における議案や説明**資料の傍聴者提供**
- ◎ **一般質問**における**一問一答方式**の導入
- ◎ 常任委員会における議員間の**自由討議**の実施
- ◎ 広報委員会の設置(議会広報誌:**議会のおしらせ**編集)
- ◎ **議会報告会**の開催
- ◎ **議員定数の削減**(20名 → 18名 R5.5から)